

令和7年度 第1回成田市公民館運営審議会 会議概要

1. 開催日時

令和7年5月21日（火） 午前10時から正午まで

2. 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所本庁舎 6階中会議室

3. 出席者

（委員）

高木麻由子会長、山谷友美委員、重廣悦子委員

天野義夫委員、小山美奈子委員、多田初枝委員、長澤成次委員

（事務局）

松島教育部長、藤崎教育部参事、菅井公民館長、

池淵主事業係長、青野管理係長、田口主査、池谷主査

財政課長、財政課長補佐、財政係長

4. 議事.

（1） 令和7年度公民館主催事業の進捗状況について

（2） 令和7年度公民館主要工事等の進捗状況について

（3） 第43回成田市公民館まつりの開催について

（4） 公民館使用料の見直しについて

5. 議事（要旨）

【議事（1）について】

要旨：事務局から令和7年度公民館主催事業について説明を行った。

その後、次のとおり委員からの感想や意見が出された。

（長澤委員）

公民館だよりの日本語教室についてを拝見した。日本語教室は成田市に相応しい事業であり、本当に素晴らしいと思います。日本語ボランティア養成講座のボランティアを養成する講師たちは、どのような方が講師を行っているのでしょうか。

（事務局）

日本語ボランティア養成講座につきまして、基本的には2年間で1つの単位とし、

1年目に日本語ボランティア養成講座、翌年にはブラッシュアップ講座を実施しております。講師について前年度までは、大学の講師等に依頼していました。今年度は、千葉県派遣のボランティア養成の日本語教員に依頼しております。

【議事（2）について】

要旨：事務局から令和7年度公民館主要工事等の進捗状況について説明を行った。その後、次のとおり委員からの感想や意見が出された。

（重廣委員）

主要工事等以外の工事は行っていないのでしょうか。中央公民館講堂舞台壁面の修繕を依頼していますが、いつ実施されますか。

（事務局）

工事と修繕があり、大掛かりなものが工事となっています。今年度の工事は受変電設備の改修工事を予定しております。また、予算が限られているため、工事や修繕についても優先順位を定めて、実施していく予定です。

（天野委員）

空調関係の工事予定はありますか。

（事務局）

全ての公民館の建築年数が経過していることから、壊れている箇所などから優先的に修繕を行ってまいります。

【議事（3）について】

要旨：事務局から「第43回成田市公民館まつりの開催」について説明を行った。その後、次のとおり質疑応答を行った。

（山谷委員）

公民館まつりの広報方法について、どのように啓発する予定でしょうか。

（事務局）

広報なりた、SNS、成田市のホームページ、今年度より成田市内の情報誌にも掲載し周知予定です。

(重廣委員)

公民館まつりの参加者及び実行委員について高齢化しており、人が集まらない状況です。若い人たちが参加してくれればありがたいと思います。公民館サークル活動自体が少人数であり、みんなでつくるみんなが主役の公民館まつりが高齢化により難しくなっています。

(事務局)

公民館でのサークルの人員募集のチラシやポスター掲示などは協力しています。公民館まつりでは現役世代や子どもにも来場してもらうために、主催事業で子どもも楽しめる企画を考えております。

(多田委員)

10月は市の行事も重なるので時期をずらせばよいのではないのでしょうか。香取市では公民館まつりを3月に開催しているとのことでした。1か月程度、毎週土日の実施でもよいと思うので、時期や期間なども踏まえて検討してほしいと思います。

(事務局)

今年度実施分はすでに決定しているので、来年度以降について実行委員会で調整したいと思います。

【議事（4）について】

要旨：事務局から「公民館使用料の見直し」について説明を行った。その後、次のとおり質疑応答を行った。

(山谷委員)

3月の審議会で審議ではなく報告という形だったのに驚きました。使用料の減免などについて審議会では審議してこなかったのではないかと。またパブリックコメントが1件のみで進んでいくこともどうかと思います。もう少し審議してほしいと感じました。公民館は社会教育施設であり、社会教育を推進する場所であり、社会教育は義務教育と同様に大切です。

(高木会長)

質問について回答いただきたいですがよろしいでしょうか。

①審議会等で審議してきたのかについて

②パブリックコメントへの意見が1名だけで進めたことについて

(事務局)

① について

公民館設置及び管理に関する条例第１７条において、審議会は公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議すると定めてあるため、使用料については議題にはしておりません。

② について

パブリックコメントについては、意見が一件のみの回答は少ないと思うが、各種協議会、審議会や団体への説明などをしたが目立った意見はありませんでした。今後も丁寧な説明をしていきたいと思います。

(山谷委員)

市民としてパブリックコメントを見ていないのは落ち度があるが、直結して影響がある結果になった各サークルの意見徴収、現場での意見を吸い上げる場があってほしい。

(高木会長)

現場での利用者の意見を伺う場などは設けているのか。

(事務局)

それぞれの利用者に聞く会は設けてはおりませんが、方針を掲げ具体案を示す中で運用や解釈の仕方や勉強会等で指摘してもらった部分もあるので、利用者に理解をいただけるよう丁寧な説明をしていきたいと思います。

(多田委員)

令和元年度の第１回の公民館運営審議会の議事録のなかで、公民館使用料について諮問しているが、その際に諮問して質問などが出なかったのではないのでしょうか。

(事務局)

令和元年度の第１回の公民館運営審議会については公民館の利用区分及び部屋の名前の見直しについてでした。使用料の改定については触れておりません。

(長澤委員)

成田市のホームページで議事録を見ました。令和元年度公民館の使用料について（諮問）と記載があります。明らかに館長が諮問したと書いてあり、ぜひ今回の有料化についても諮問するべきです。公民館の事業の中身は社会教育法第２９条で公民館

運営審議会は館長の諮問に応じ、公民館における各種企画実施につき調査審議することとなっています。公民館運営審議会で審議することが大切です。また事業の中身は社会教育法22条に列挙されており、1号から6号まで記載があります。6号がその施設を住民の集会その他「公共的利用」に供するものと記載があり、事業のなかで施設を貸し出すということなら、公民館の事業が公共的利用の概念の中に入っています。このことから使用料・手数料の見直しに関する基本方針のなかで公民館の公共性が低いと記載があるのは法的にも理解はできません。

(重廣委員)

議会だよりにおいて荒川議員の一般質問への回答の中で、十分な周知期間を設けるとともに利用者の理解を深めると記載があるが本当にそうでしょうか。私は3月の審議会は欠席したが、使用料について報告という形で受けたと聞きました。サークル利用者は使用料の見直しについて知らないと思います。

(高木会長)

周知方法について何かありますでしょうか。

(事務局)

令和8年4月施行を目指しているので、長く周知期間を設けより丁寧な説明をしていきたいと思います。市民への調査方法は施設利用者向けアンケート及び市政モニターで意見を照会いたしました。回答者の約7割が公共施設のランニングコストについては利用者負担と公費で賄うべきとの意見でした。今後も利用者の方に周知、理解いただくように進めていきます。

(重廣委員)

勉強会の時に成田市は財政難ではないが使用料の見直しをすると聞きました。大変憤りを感じます。

(事務局)

平成30年度に骨子案が第三者委員会で作られました。財政難ではないが、施設の利用料が設定されて以来見直しがされておりました。歳出は維持管理、人件費などで上昇し、歳入は見直しがされず乖離が生じていました。現在の利用状況に見合った料金設定をするために見直しを行い、歳出と歳入の乖離を少なくし、公平性を保ちたいと思います。

(小山委員)

登録団体の方は使用料見直しについて知らないと思います。もっと皆さんに公に示したほうがいい。

(天野委員)

委員、傍聴者以外は寝耳に水だと思う。各サークルに周知・説明しないと大変なことになる。

(高木会長)

6月で採決、令和8年4月施行は期間が短いのではないのでしょうか。

(事務局)

審議会の意見も踏まえ、時期を検討していきたいと思います。

(高木会長)

実施の時期について検討するということでしょうか。

(事務局)

実施の時期、議会の提案含め、細部の運用の解釈についても引き続き検討してまいりたいと思います。

(長澤委員)

感想というか意見として。勉強会や審議会に財政課が出席するのはありがたいと思います。前回(4月30日開催の公民館運営審議会)の勉強会の時に聞いたが、平成29年度、30年度に開催された「受益者負担の適正化に関する有識者懇談会」の議事録の公開を求めます。図書館も公民館も社会教育施設。千葉市が公民館条例で公民館を無料にしているなかで、丁寧にみる必要があると思います。

(重廣委員)

意見書を提案いたします。使用料・手数料の見直しに関する基本方針に関する意見書案です。本年3月17日公民館運営審議会で公民館から使用料について報告を受けましたが、審議会としては疑義があるので意見書を提案したいと思います。

(高木会長)

重廣委員から審議会から意見書の提出をしたいと提案がありました。意見を伺った後、公民館の設置及び管理に関する条例21条3、審議会の議事は、出席委員の過半

数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる、に基づき、議論の後採決いたします。意見はございますでしょうか。特になければ採決を取ります。

(多田委員)

この提出がどのような効果があるのでしょうか。今後の経緯をみてからでもよいのではと思います。

(長澤委員)

文章を変えれば賛成なのか。それとも文章に異論があるのか。

(多田委員)

市民の理解を得る周知期間を十分とるなど付け加え提出したほうがよいのではないのでしょうか。

(高木会長)

周知期間を取ると追記すれば提出可能ということでしょうか。

(多田委員)

この提出がどのような効果があるのか今後の経緯をみてからでもよいのではないのでしょうか。

(重廣委員)

意見書は最後の砦。一石を投じる価値はあるかと思って意見書を作成いたしました。

(高木会長)

採決を取ります。過半数賛成のため意見書を提出いたします。

【議事（5）その他について】

要旨：事務局から「公民館の個人利用」について説明を行った。その後、次のとおり質疑応答を行った。

(山谷委員)

個人利用と団体利用の予約が同時にスタートするのは公民館の目的と違うと思います。団体と同じくくりにはしない方向がよいかと思います。

(長澤委員)

条例7条第1項に規定する公民館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければいけないとありますが、使用許可基準は教育委員会が定めるものであり、どのようなスケジュールで決めるのでしょうか。

(事務局)

実際のスケジュールは未定です。意見をもらい他市の状況なども精査し変更する場合は審議会に諮る予定です。

【議事(5) その他について】

要旨：事務局から「公民館のありかた」について説明を行った。その後、次のとおり質疑応答を行った。

(長澤委員)

利便性の向上を図るには、無料を維持すべきだと思います。コミュニティセンター化するということは公民館の廃止ということ。これこそ館長が審議会に諮問し、年単位で審議会で議論し、審議会での手続きを踏むべきです。

7. 傍聴

傍聴者 19人